施設カルテ

【平成26年度】

①施設の基本情報

施設番号	s01935	住所（所在地）	松阪市久保町276番地
施設名称	第五小学校区放課後児童クラブ（放課後児童クラブ施設）		
根拠条例	松阪市放課後児童クラブ施設条例	設置年度	平成17年度
担当部署	福祉部（福祉事務所） こども未来課	財産区分	12 公共用財産
設置目的	労働などの事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童を、放課後や夏休みなどの長期休業中、保護者に代わって保育することを目的とする。※小学校の余裕教室や他に利用できる公共施設等もなかったため専用施設を整備した。		

②建物の概要

設置形態	単独	用途地域等	商業地域	駐車場（収容台数）	—		
土地	敷地面積	105.00 ㎡	所有者	市	借地期間・借地料	—	
主たる建物	建物名称	放課後児童クラブ施設		構造・階数	鉄骨（4mm超）・地上1階・地下0階		
	用途	児童館	建築年月日	平成18年 3月 3日	建物取得費	21,976,500 円	
	延床面積	105.18 ㎡	所有者	市	耐震基準	新耐震基準	
	耐震診断（実施年月）	不要		耐震補強（実施年月）	不要		

大規模改修等の履歴（計画・実施年度）（300万円以上）

実施年度	対象建物	改修内容	費用（税込）

リスク・高機能化対応度	ユニバーサルデザイン・バリアフリー適合施設
管理・運営上の問題点	利用児童数の増加に伴い現在の施設規模では地域の保育ニーズに対応できないが、増築等を行う場所がない。
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	補助金及び合併特例事業債を活用し施設整備を行っており、「補助金等に係る予算の執行の適正化 に関する法律」の制約がある。（処分制限期間38年）

③管理・運営の概要および経費

利用時間	学校授業日 下校時～18:30 土曜・長期休業日 7:45～18:30	休館日	土日祝日	運営形態	委託		
委託期間（指定管理の場合）	自	H26年 4月 1日	至	H27年 3月 31日			
管理者・運営者名	第五ときわっ子保護者会	業務内容	就学児童の保育				
正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	人
合計	0.00 人						

施設の維持管理に係る経費		施設の運営・事業に係る経費	
維持管理経費	98,345	運営・事業等経費	3,784,250
光熱水費		指定管理委託料	
保守点検委託料		その他の経費	3,784,250
賃借料			
修繕費	98,345	②小計	3,784,250
その他の経費		財源 補助金等収入	2,569,000
人件費	0	財源 使用料等収入	
職員 等	0	財源 その他収入	
非常勤職員	0		
①小計	98,345	③年間収入合計	2,569,000
④合計（①＋②）－③	1,313,595 円	市民一人あたりのコスト	7.82 円

④施設の状況

利用内容	単位	実績数（過去3カ年） H24	H25	H26	H26実績（詳細） 使用可能数	稼働率（%）
開設日数	日	266	255	255		
利用児童数	人	47	40	41	41	100

類似機能を有する公共施設	—	近隣にある公共施設	第五小学校

特記事項	・利用児童数も多く、安定的に運営が行われていることから、引き続き施設の適正な管理運営を行っていく。 ・避難場所指定…無